

## 各種カード会員規約一部改訂のお知らせ

2020年4月1日(水)より以下の通り、各種カード会員規約を一部改訂させていただきますので、ご案内申し上げます。

- ※一部規約によって条項番号が異なる場合がございます。
- ※赤字部分が改定または追記となった箇所です。
- ※一部規約によって表現が異なる場合がございます。

カード会員規約新旧対照表

改定箇所のみ抜粋(句読点や「てにをは」等の軽微な修正は除きます。)

現行条文	改定案
<p>☆規約をよくお読みになってご納得のうえ、カードをご利用ください。</p>	<p>☆カード会員規約の各条項がクレジットカード契約の内容となることを承諾し、入会を申し込みます。なお、入会後であっても、カード会員規約を承諾できない事由が発生した場合は、退会を申し出ることができます。</p>
イオンカード会員規約	
第17条(規約の変更)	第17条(規約の変更)
<p>①当行は、次のいずれかに該当する場合には、本条②項に定める方法により、本規約を変更することができます。</p> <p>①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。</p> <p>②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。</p>	<p>変更なし</p>
<p>②本条①項に基づく変更に当たっては、当行は、効力発生日を定めた上で、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を当行ホームページにおいて公表するほか、必要がある時にはその他適切な方法で周知します。</p>	<p>変更なし</p>
<p>③当行は、本条①項および②項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当行ホームページにおいて公表する方法(必要がある時にはその他適切な方法を含む。)により周知した上で、本規約の変更手続を行うことができます。この場合には、会員は、当該周知の後にカードを利用することにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示</p>	<p>③当行は、本条①項および②項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当行ホームページにおいて公表する方法(必要がある時にはその他適切な方法を含みます。)により周知した上で、本規約の変更手続を行うことができます。この場合には、会員は、当該周知の後にカードを利用することにより、変更後の内容に対する承諾の意</p>

を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されます。	思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されます。
第23条（カードショッピングの利用）	第23条（カードショッピングの利用）
③会員は、カード利用により購入した商品や提供を受けたサービス等（以下「商品等」といいます。）の価格（税込）から、頭金を除いた額（以下「利用代金」といいます。）を加盟店に立替払いすることを当行に委託するものとします。ただし、一部の加盟店においては、立替払いではなく、当行が商品等の利用代金債権を譲り受けることをあらかじめ承諾するものとします。	③会員は、カード利用により購入した商品や提供を受けたサービス等（以下「商品等」といいます。）の価格（税込）から、頭金を除いた額（以下「利用代金」といいます。）を加盟店に立替払いすることを当行に委託するものとします。ただし、一部の加盟店においては、立替払いではなく、当行が商品等の利用代金債権を譲り受けることをあらかじめ承諾し、当該譲受債権に関する加盟店に対して有する無効、取消しおよび解除の抗弁事由ならびに相殺の抗弁その他の抗弁事由（ただし、第28条第1項は除く）をもって、当行に対して主張しないものとします。
ICカード特約	
第2条（カードショッピングの利用の特例）	第2条（カードショッピングの利用の特例）
会員は、カード会員規約第24条①項の規定にかかわらず、当行が適当と認めた店舗においては、伝票等への署名の代わりに、カード会員規約第3条①項の暗証番号を所定の端末機等に入力する方法により商品購入またはサービスの提供などを受けることができるものとします。なお、端末機等の故障の場合は、当行が別途適当と認める方法でICカードを利用していただくことを、あらかじめ承諾いただきます。	会員は、カード会員規約第23条①項の規定にかかわらず、当行が適当と認めた店舗においては、伝票等への署名の代わりに、カード会員規約第3条①項の暗証番号を所定の端末機等に入力する方法により商品購入またはサービスの提供などを受けることができるものとします。なお、端末機等の故障の場合は、当行が別途適当と認める方法でICカードを利用していただくことを、あらかじめ承諾いただきます。
第6条（特約の改定）	第6条（特約の改定）
本特約の改定は、必要に応じてその都度当行がこれを行い、変更内容は当行所定の方法により会員に通知するものとします。なお、当行が変更内容を通知した後、会員がICカードを使用した場合、変更内容が承認されたものとします。	本特約の改定は、カード会員規約第17条の定めに従うものとします。
イオンiD特約	
第2条（iD会員）	第2条（iD会員）
①株式会社イオン銀行（以下	①株式会社イオン銀行（以下

<p>「当行」といいます) が発行するクレジットカードに入会または入会を希望される個人会員(以下「会員」といいます)で、本特約および本カード会員規約(以下「会員規約」といいます)を承認のうえ、当行所定の方法で申込みをし、当行が適当と認められた方をiD会員とします。</p>	<p>「当行」といいます) が発行するクレジットカードに入会または入会を希望される個人会員(以下「会員」といいます。)で、本特約および<b>決済用カード(第6条に定めます。)</b>の会員規約(以下「会員規約」といいます。)を承認のうえ、当行所定の方法で<b>本決済システムの利用</b>申込みをし、当行が適当と認められた方をiD会員とします。</p>
<p>②会員が家族会員の場合には、当該家族会員の利用につき責任を負う本人会員が利用代金の支払い、その他本特約に関する一切の責任を負うことを承諾し、当行所定の方法で申込みをし、当行が適当と認められた当該家族会員をiD会員とします。</p>	<p>②会員が家族会員の場合には、当該家族会員の利用につき責任を負う本人会員が、利用代金の支払いその他本特約に関する一切の責任を負うことを承諾し、当行所定の方法で<b>本決済システム利用</b>の申込みをし、当行が適当と認められた当該家族会員をiD会員とします。</p>
<p>③iD会員である家族会員は、当行が、当該家族会員による本決済システムの利用内容・利用状況等(本特約で家族会員の利用とみなす場合を含む)を本人会員に通知することを、あらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>③iD会員である家族会員は、当行が、当該家族会員による本決済システムの利用内容・利用状況等(本特約で家族会員の利用とみなす場合を含みます。)を本人会員に通知することをあらかじめ承諾するものとします。</p>
<p>④本人会員は、iD会員である家族会員に対し本特約の内容を遵守させるものとし、当該家族会員が本特約の内容を遵守しなかったことによる当行の損害(iD会員番号、アクセスコード、iD会員情報、暗証番号等の管理に関して生じた損害を含む)を賠償するものとします。</p>	<p>④本人会員は、iD会員である家族会員に対し本特約の内容を遵守させるものとし、当該家族会員が本特約の内容を遵守しなかったことによる当行の損害(iD会員番号、アクセスコード、iD会員情報<b>(第5条に定めます。)</b>、<b>第4条に定める暗証番号(以下「指定暗証番号」といいます。)</b>等の管理に関して生じた損害を含みます。)を賠償するものとします。</p>
<p>⑤iD会員である家族会員の利用に基づく一切の債務は本人会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。</p>	<p>変更なし</p>
<p>第3条(iD会員番号およびアクセスコードの発行)</p>	<p>第3条(iD会員番号およびアクセスコードの発行)</p>
<p>②iD会員は当行から通知されたiD会員番号およびアクセスコードを善良なる管理者の注意をもって使用および管理するものとし、iD会員</p>	<p>変更なし</p>

<p>本人以外の第三者に使用させてはなりません。</p>	
<p>③ iD会員は、第5条に定める会員情報登録を行う前に、通知を受けたアクセスコードを紛失し、または盗難等をされた場合には、直ちに当行にその旨届け出るものとします。</p>	<p>変更なし</p>
<p>④ 第三者が、アクセスコードおよび第4条に定める暗証番号(以下「指定暗証番号」といいます)を使用して第5条に定める会員情報利用もiD会員本人の利用とみなします。</p>	<p>④ 第三者が、アクセスコードおよび指定暗証番号を使用して第5条に定める会員情報登録のうえ本決済システムを利用した場合、当行は、当該第三者による利用もiD会員本人の利用とみなし、当行に責のある場合を除き、本人会員は、そのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。</p>
<p>第4条(指定暗証番号)</p>	<p>第4条(指定暗証番号)</p>
<p>① 当行は、iD会員より申出のあったiDの指定暗証番号を所定の方法により登録します。但し、申出がない場合または当行が定める指定禁止番号を申出た場合は、当行所定の方法により登録することがあります。</p>	<p>① 当行は、iD会員より申出のあったiDを指定暗証番号として所定の方法により登録します。ただし、申出がない場合または当行が定める指定禁止番号を申出た場合は、当行所定の方法により登録することがあります。</p>
<p>② iD会員は、指定暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。iDの利用にあたり、登録された指定暗証番号が使用されたときは、当行に責のある場合を除き、本人会員は、そのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。</p>	<p>変更なし</p>
<p>第6条(iD携帯の利用)</p>	<p>第6条(iD携帯の利用)</p>
<p>iD会員は、前条②項に定める手続きを行い会員情報登録が完了した指定携帯電話(以下「iD携帯」といいます)を当行所定の方法で使用することにより、決済用カードに代えて、本決済システムの利用が可能な加盟店(以下「iD加盟店」といいます)での支払い手段とすることができます。</p>	<p>iD会員は、前条②項に定める手続きを行い会員情報登録が完了した使用携帯電話(以下「iD携帯」といいます。)を当行所定の方法で使用することにより、会員規約に従いiD会員があらかじめ指定する決済用の当行クレジットカード(以下「決済用カード」といいます。)に代えて、本決済システムの利用が可能な加盟店(以下「iD加盟店」といいます。)での支払い手段とすることができます。</p>
<p>第7条(iD携帯の管理)</p>	<p>第7条(iD携帯の管理)</p>
<p>① iD会員は、iD携帯を善良な</p>	<p>変更なし</p>

<p>る管理者の注意をもって使用・保管・管理し、iD会員本人以外の第三者にiD携帯による本決済システムの利用をさせてはなりません。</p>	
<p>②iD会員は、iD携帯につき機種変更もしくは修理または第三者に対する譲渡、貸与、担保提供もしくは廃棄等の一切の処分を行う場合には、当行所定の方法によりその旨届け出るものとし、あわせてiD携帯に登録されている会員情報を事前に削除するものとします。</p>	<p>②iD会員は、iD携帯につき機種変更もしくは修理または第三者に対する譲渡、貸与、担保提供もしくは廃棄等の一切の処分を行う場合には、当行所定の方法によりその旨届け出るものとし、あわせてiD携帯に登録されているiD会員情報を事前に削除するものとします。</p>
<p>③iD会員は、iD携帯に装備された非接触ICチップおよび指定アプリケーションにつき偽造、変造または複製等を行ってはなりません。</p>	<p>変更なし</p>
<p>④iD会員が本条③項に違反したことによりiD会員本人以外の第三者がiD携帯を使用して本決済システムを利用した場合、当該第三者による利用をiD会員本人の利用とみなします。</p>	<p>④iD会員が前三項に違反したことによりiD会員本人以外の第三者がiD携帯を使用して本決済システムを利用した場合、当該第三者による利用をiD会員本人の利用とみなします。</p>
<p>第8条(ご利用代金の支払い)</p>	<p>第8条(ご利用代金の支払い)</p>
<p>①本人会員であるiD会員は、本特約に基づく一切の債務を、<b>会員規約に従いiD会員があらかじめ指定する決済用の当行クレジットカード(以下「決済用カード」といいます)</b>の利用代金として、決済用カードのその他の利用代金等と合算して支払うものとします。</p>	<p>①本人会員であるiD会員は、本特約に基づく一切の債務を、決済用カードの利用代金として、決済用カードのその他の利用代金等と合算して支払うものとします。</p>
<p>②前項の支払いのうちiD加盟店での利用に係る支払期日および支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規約を準用します。ただし、本人会員が会員規約第25条の定めに従い、お支払い方法の変更サービスを申し出ることができます。</p>	<p>②前項の支払いのうちiD加盟店での利用に係る支払期日および支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規約を準用します。ただし、本人会員が会員規約第24条の定めに従い、お支払い方法の変更サービスを申し出ることができます。</p>
<p>第9条(ご利用枠)</p>	<p>第9条(ご利用枠)</p>
<p>①iD会員は、決済用カードの利用枠の範囲内で、iD携帯を第6条に定めるとおり利用できるものとします。</p>	<p>①iD会員は、決済用カードの「ショッピング利用可能枠」の範囲内で、iD携帯を第6条に定めるとおり利用できるものとします。</p>
<p>②当行は、前項の規定にかかわらず指定暗証番号の入力</p>	<p>変更なし</p>

<p>を伴わない取引については当該取引の利用条件を別途指定することができるものとします。</p>	
<p>③iD会員は、当行が適当と認めた場合、本条①項の規定にかかわらず、決済用カードの利用枠を超えてiD携帯を利用できることがあります。この場合においても、本人会員は当然に支払の責を負うものとします。</p>	<p>③iD会員は、当行が適当と認めた場合、本条①項の規定にかかわらず、決済用カードの「ショッピング利用可能枠」を超えてiD携帯を利用できることがあります。この場合においても、本人会員は当然に支払の責を負うものとします。</p>
<p>第10条(盗難・紛失)</p>	<p>第10条(盗難・紛失)</p>
<p>①iD会員は、iD携帯またはiD会員情報が盗難・紛失・詐取等(以下「盗難・紛失」といいます)にあったときは、最寄りの警察署および当行に速やかに連絡し、所定の盗難・紛失届を提出していただきます。</p>	<p>①iD会員は、iD携帯またはiD会員情報が盗難・紛失・詐取等(以下「盗難・紛失」といいます。)にあったときは、最寄りの警察署および当行に速やかに連絡し、<b>当行</b>所定の盗難・紛失届を提出していただきます。</p>
<p>②本条①項の届けの提出がなく、iD携帯を不正使用された場合の損害は本人会員の負担となります。</p>	<p>変更なし</p>
<p>③iD携帯またはiD会員情報の盗難・紛失届を提出された場合は、当行が受理した日を含めて61日前にさかのぼり、その後に発生した損害額について全額補填します。</p>	<p>③<b>本条①項の定めに基づきiD会員が</b>、iD携帯またはiD会員情報の盗難・紛失届を提出された場合は、当行が受理した日を含めて61日前にさかのぼり、その後に発生した損害額について全額補填します。</p>
<p>④補填されない損害      当行は、次の損害については補填の責を負いません。      ①iD会員の故意または重大な過失に起因する損害      ②iD会員のご家族・同居人・当行から通知したアクセスコードの受領の代理人による不正利用に起因する損害      ③登録された指定暗証番号が使用された場合(第4条②項によりiD会員が責任を負う場合)      ④戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われたiD携帯またはiD会員情報の盗難・紛失に起因する損害      ⑤本特約および会員規約等の違反に起因する損害</p>	<p>変更なし</p>

第11条(有効期限)	第11条(有効期限)
①iD会員情報の有効期限は、当行が指定し、アクセスコードの通知とあわせてiD会員に通知します。	①iD会員情報の <b>本決済システム</b> における有効期限は、当行が指定し、アクセスコードの通知とあわせてiD会員に通知します。
②iD会員情報の有効期限の2ヶ月前までに退会の申出がなく、当行が引き続きiD会員として認める場合には、当行は有効期限を更新し、iD会員に通知します。	②iD会員情報の <b>本決済システム</b> における有効期限の2ヶ月前までに退会の申出がなく、当行が引き続きiD会員として認める場合には、当行は有効期限を更新し、iD会員に通知します。
③前項の場合、iD会員は改めて第5条に準じて会員登録を行うものとします。	変更なし
第13条(再発行)	第13条(再発行)
①当行は、会員情報登録前のアクセスコードの盗難・紛失、またはiD携帯の機種変更、盗難・紛失または破損等の理由により、iD会員がiD会員番号およびアクセスコードの再発行を希望し当行が適当と認めた場合にはiD会員番号およびアクセスコードを再発行します。	変更なし
②前項の場合、iD会員は新たに通知されたアクセスコードを使用して改めて第5条に準じて会員登録を行うものとします。	②前項の場合、iD会員は新たに通知されたアクセスコードを使用して改めて第5条に準じて <b>会員情報</b> 登録を行うものとします。
第14条(利用停止措置)	第14条(利用停止措置)
当行は、iD会員が本特約もしくは会員規約に違反した場合またはiD携帯もしくは決済用カードの使用状況が適当でないと判断した場合、会員に通知することなくiD携帯による本決済システムの利用停止措置をとることができるものとし、iD会員はあらかじめこれを承諾するものとします。	当行は、iD会員が本特約もしくは会員規約に違反した場合またはiD携帯もしくは決済用カードの使用状況が適当でないと判断した場合、 <b>iD</b> 会員に通知することなくiD携帯による本決済システムの利用停止措置をとることができるものとし、iD会員はあらかじめこれを承諾するものとします。
第17条(登録携帯電話の届出について)	第17条(使用携帯電話の届出について)
iD会員は、 <b>iD</b> 決済システムの利用にあたり、 <b>使用する</b> 携帯電話の電話番号を当行に届け出るものとします。また当行が <b>当該</b> 携帯電話の電話番号・eメールアドレスなどの <b>当該携帯電話に連絡するために必要な記号番号</b> (以下「携帯電話番号等」といいます)を用いてiD会員に連絡をとることにつ	iD会員は、 <b>本決済システム</b> の利用にあたり、 <b>第5条に定める</b> 使用携帯電話の電話番号 <b>及びeメールアドレス</b> を当行に届け出るものとします。また、当行が <b>使用</b> 携帯電話の電話番号 <b>及びeメールアドレス</b> (以下「携帯電話番号等」といいます)を用いてiD会員に連絡をとることについて同意します。携帯電

<p>いて同意します。当該携帯電話の携帯電話番号等については、個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意事項に規定する個人情報として扱うものとします。</p>	<p>話番号等については、個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意事項に規定する個人情報として扱うものとします。</p>
<p>第18条(特約の変更、承認)</p>	<p>第18条(特約の変更、承認)</p>
<p>本特約の変更については当行から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後にiD携帯を本決済システムで利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。</p>	<p>①当行は、次のいずれかに該当する場合には、本条②項に定める方法により、本特約を変更することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①変更の内容がiD会員の一般の利益に適合するとき。</li> <li>②変更の内容が本特約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。</li> </ul>
<p>(新設)</p>	<p>②本条①項に基づく変更に当たっては、当行は、効力発生日を定めた上で、本特約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生日を当行ホームページにおいて公表するほか、必要がある時にはその他適切な方法で周知します。</p>
<p>(新設)</p>	<p>③当行は、本条①項および②項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当行ホームページにおいて公表する方法（必要がある時にはその他適切な方法を含みます。）により周知した上で、本特約の変更手続を行うことができます。この場合には、iD会員は、当該周知の後にiD携帯を本決済システムで利用することにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本特約が変更されます。</p>
<p>ETC専用カード利用規約</p>	
<p>第11条(規約の変更)</p>	<p>第11条(規約の変更)</p>
<p>本規約の変更については、当行が会員に変更内容を通知もしくは新規約を送付した後に、会員がカード利用した事実をもって、会員が当該変更事項あるいは新規約の内容を承認したものとみなします。</p>	<p>①当行は、次のいずれかに該当する場合には、本条②項に定める方法により、本規約を変更することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。</li> <li>②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内</li> </ul>

	容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
(新設)	②本条①項に基づく変更に当たっては、当行は、効力発生日を定めた上で、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を当行ホームページにおいて公表するほか、必要がある時にはその他適切な方法で周知します。
(新設)	③当行は、本条①項および②項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当行ホームページにおいて公表する方法（必要がある時にはその他適切な方法を含みます。）により周知した上で、本規約の変更手続を行うことができます。この場合には、会員は、当該周知の後にETC専用カードを利用することにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されます。
ご請求明細書の郵送に関する特約	
第3条(本特約の適用および変更)	第3条(本特約の適用および変更)
①当行は、次のいずれかに該当する場合には、次項に定める方法により、本特約を変更することができます。 ④変更の内容が本人会員の一般の利益に適合するとき。 ⑤変更の内容が本特約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。	本特約の改定は、カード会員規約第17条の定めに従うものとし、
②前項に基づく変更に当たっては、当行は、効力発生日を定めた上で、本特約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生日を当行ホームページにおいて公表するほか、必要がある時にはその他適切な方法で周知します。	削除
③当行は、①および②に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当行ホームページにおいて公表する方法（必	削除

<p>要がある時にはその他適切な方法を含む。)により周知した上で、本特約の変更手続を行うことができます。この場合には、本人会員は、当該周知の後にカードを利用することにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本特約が変更されます。</p>	
<p>カード保証委託約款</p>	
<p>第3条(中止・解約・終了)</p>	<p>第3条(中止・解約・終了)</p>
<p>③原契約が終了した場合は、本契約も当然に終了するものとします。この場合、私は、イオンクレジットが保証委託契約証書を私宛に返却しない取り扱いをしたとしても異存ありません。</p>	<p>③原契約が終了した場合は、本契約も当然に終了するものとします。また、本契約が終了した場合には、原契約は当然に終了するものとします。この場合、私は、イオンクレジットが保証委託契約証書を私宛に返却しない取り扱いをしたとしても異存ありません。</p>
<p>第12条(債権の譲渡)</p>	<p>第12条(債権の譲渡)</p>
<p>私は、イオンクレジットが私に対して有する債権を第三者に譲渡もしくは担保に提供されても異議を述べません。なお、当該第三者が権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されることに異存ありません。</p>	<p>私は、イオンクレジットが私に対して有する債権を第三者に譲渡もしくは担保に提供することをあらかじめ承諾します。なお、当該第三者が権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されることに異存ありません。</p>
<p>第14条(約款の変更)</p>	<p>第14条(約款の変更)</p>
<p>金融情勢の変化、その他相当の事由があるときは、イオンクレジットは、変更内容を公表すること等により約款の内容を変更することができるものとします。なお、この約款の内容はイオンクレジットと銀行との保証に関する契約書が改定されたときは別段の定めがある場合を除きこれによって当然変更されるものとします。</p>	<p>①イオンクレジットは、次のいずれかに該当する場合には、本条2)項に定める方法により、約款を変更することができます。 イ)変更の内容が一般の利益に適合するとき。 ロ)変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。</p>
<p>(新設)</p>	<p>②本条1)項に基づく変更にあたっては、イオンクレジットは、効力発生日を定めた上で、約款を変更する旨、変更後の内容及び効力発生日をホームページにおいて公表するほか、必要がある時にはその他適切な方法で</p>

(新設)	<p>周知します。</p> <p>③イオンクレジットは、本条1) 項および2) 項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をホームページにおいて公表する方法（必要がある時にはその他適切な方法を含みます。）により周知した上で、約款の変更手続を行うことができます。この場合には、私は、当該周知の後にカードを利用することにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって約款が変更されます。</p>
Web明細(環境宣言)利用特約	Web明細(環境宣言)利用特約
第8条（本利用特約の適用および変更）	第8条（本利用特約の適用および変更）
<p>①当行は、次のいずれかに該当する場合には、次項に定める方法により、本利用特約を変更することができます。</p> <p>㊦変更の内容が本人会員の一般の利益に適合するとき。</p> <p>㊧変更の内容が本利用特約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。</p>	<p>本利用特約の改定は、カード会員規約第17条の定めに従うものとします。</p>
<p>②前項に基づく変更にあたっては、当行は、効力発生日を定めた上で、本利用特約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生日を当行ホームページにおいて公表するほか、必要がある時にはその他適切な方法で周知します。</p>	削除
<p>③当行は、本条①および②に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当行ホームページにおいて公表する方法（必要がある時にはその他適切な方法を含む。）により周知した上で、本利用特約の変更手続を行うことができます。この場合には、本人会員は、当該周知の後にカードを利用することにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示を</p>	削除

もって本利用特約が変更されます。	
<b>イオンカード(TGCデザイン)特約</b>	
<b>第4条(特約の改定)</b>	<b>第4条(特約の改定)</b>
本特約の改定は、必要に応じてその都度当行がこれを行い、変更内容は当行所定の方法により会員に通知するものとします。なお、当行が変更内容を通知した後、会員が本カードを使用した場合、変更内容が承認されたものとします。	本特約の改定は、会員規約第17条の定めに従うものとします。
<b>イオンカード(ミニオンズ)特約</b>	
<b>第4条(特約の改定)</b>	<b>第4条(特約の改定)</b>
本特約の改定は、必要に応じてその都度当行がこれを行い、変更内容は当行所定の方法により会員に通知するものとします。なお、当行が変更内容を通知した後、会員が当行発行のカードを使用した場合、変更内容が承認されたものとします。	本特約の改定は、会員規約第17条の定めに従うものとします。
<b>イオンカードセレクト(ミニオンズ)特約</b>	
<b>第4条(特約の改定)</b>	<b>第4条(特約の改定)</b>
本特約の改定は、必要に応じてその都度当行がこれを行い、変更内容は当行所定の方法により会員に通知するものとします。なお、当行が変更内容を通知した後、会員が当行発行のカードを使用した場合、変更内容が承認されたものとします。	本特約の改定は、会員規約第17条の定めに従うものとします。
<b>イオンカード(ディズニー・デザイン)会員特約</b>	
<b>第4条(特約の改定)</b>	<b>第4条(特約の改定)</b>
本特約の改定は、必要に応じてその都度当行がこれを行い、変更内容は当行所定の方法により会員に通知するものとします。なお、当行が変更内容を通知した後、会員が当行発行のカードを使用した場合、変更内容が承認されたものとします。	本特約の改定は、イオンカード会員規約第17条の定めに従うものとします。
<b>イオンゴールドカード特約</b>	
<b>第4条(特約の改定)</b>	<b>第4条(特約の改定)</b>
本特約の改定は、必要に応じてその都度当行がこれを行い、変更内容は当行所定の方法により会員に通知するものとします。なお、当行が変更内容を通知した後、会員がゴールドカードを使用した場合、変更内容が承認されたものとします。	本特約の改定は、イオンカード会員規約第17条の定めに従うものとします。
<b>口座振替規定</b>	
<b>第6条</b>	<b>第6条</b>
当行は、お客さまの事前の承	本規定の改定は、イオンカー

<p>諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日・変更内容を、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。</p>	<p>ド会員規約第17条の定めに従うものとします。</p>
<p>イオンカード・イオンバンクカード</p>	<p>ド・WAON一体型カード特約</p>
<p>第14条 規定の変更</p>	<p>第14条 規定の変更</p>
<p>当行は、利用者の事前の承諾なく本特約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日・変更内容を、当行のホームページへの掲示、その他所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。</p>	<p>本特約の改定は、イオンカード会員規約第17条の定めに従うものとします。</p>
<p>イオンセレクトクラブ特約</p>	
<p>第9条 本規約の変更</p>	<p>第9条 本規約の変更</p>
<p>当行は、会員の事前の承諾なく本規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は、変更日・変更内容を当行のホームページへの掲示、その他所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。</p>	<p>当行は、サービス内容等の変更や法令改正への対応等に伴い、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、本規約の内容を変更することができるものとします。本規約を変更する場合には、当行はあらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示その他当行所定の方法によりお客さまに周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。</p>
<p>イオンカードセレクトご家族カード</p>	<p>ドWAON利用特約</p>
<p>第10条 特約の改廃</p>	<p>第10条 特約の改廃</p>
<p>当行は、お客さまの事前の承諾なく本特約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は、変更日および変更内容を、当行のホームページへの掲示、その他所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。</p>	<p>本特約の改定は、イオンカード会員規約第17条の定めに従うものとします。</p>
<p>シマムラミュージックカード会員特約</p>	
<p>第3条(カード会員)</p>	<p>第3条(カード会員)</p>
<p>2. カード会員は、音楽教室等の月会費をカードにて支払</p>	<p>2. カード会員は、音楽教室等の月会費をカードにて支払</p>

うと、イオンクレジットサービス株式会社が提供する「ときめきポイント」が付与されるものとします。	うと、株式会社イオン銀行が提供する「ときめきポイント」が付与されるものとします。
第6条(本特約の改定等)	第6条(本特約の改定等)
1. 島村楽器およびイオン銀行は、会員に対する事前の予告なく本特約を変更することができます。	1. 本特約の改定は、本規約第17条の定めに従うものとします。
2. 本特約の変更は、島村楽器またはイオン銀行から変更内容を会員に通知または送付した後にカード会員がカードを利用したときに承認したものとみなします。	削除
3. 本特約に定めのない事項は、本規約が適用されます。	2. 本特約に定めのない事項は、本規約が適用されます。
イオンルネサンスカード会員特約	
第3条(カード会員)	第3条(カード会員)
2. カード会員は、クラブの会費をカードにて支払うと、イオンクレジットサービス株式会社が提供する「ときめきポイント」が付与されます。	2. カード会員は、クラブの会費をカードにて支払うと、株式会社イオン銀行が提供する「ときめきポイント」が付与されます。
第6条(本特約の改定等)	第6条(本特約の改定等)
1. ルネサンスおよび当行は、会員に対する事前の予告なく本特約を変更することができます。	1. 本特約の改定は、本規約第17条の定めに従うものとします。
2. 本特約の変更については、ルネサンスまたは当行から変更内容を通知した後にカード会員がカードを使用した場合、承認されたものとみなします。	削除
3. 本特約に定めのない事項は、本規約が適用されます。	2. 本特約に定めのない事項は、本規約が適用されます。
とりぎんイオン]CBカード特約	
第8条(特約の変更)	第8条(特約の変更)
本特約が改定され、その改定内容が会員に通知された後に、会員が本カードを利用したときは、会員はその改定内容を承認したものとします。	本特約の改定は、カード会員規約第17条の定めに従うものとします。
イオンカードKitaca特約	
第14条(特約の改定)	第14条(特約の改定)
① 本特約を変更する場合は、その変更事項を事前に公表します。	本特約の改定は、会員規約第17条の定めに従うものとします。
② 変更内容は、公表の際に定める相当期間を経過した日から適用され、適用日以降に会員が本件カードを利用された場合は、変更事項または新特約を承認したものとします。	削除

とみなします。	
「イオンSuicaカード」に関する特約	
①イオンSuicaカード特約	①イオンSuicaカード特約
第14条(特約の改定)	第14条(特約の改定)
①本特約を変更する場合は、その変更事項を事前に公表します。	本特約の改定は、会員規約第17条の定めに従うものとします。この場合において、会員規約第17条中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。
②変更内容は、公表の際に定める相当期間を経過した日から適用され、適用日以降に会員が本件カードを利用された場合は、変更事項または新特約を承認したものとみなします。	削除
THRU WAYカード会員特約	
第6条(本特約の改定)	第6条(本特約の改定)
本特約が改定され、その改定内容が会員に通知された後に、会員がカードを利用したときには、会員はその改定を承認したものとみなします。	本特約の改定は、クレジット会員規約第17条の定めに従うものとします。
イオンSUGOCAカード特約	
第14条(特約の改訂)	第14条(特約の改定)
①本特約を変更する場合は、その変更事項を事前に公表します。	本特約の改定は、会員規約第17条の定めに従うものとします。
②変更内容は、公表の際に定める相当期間を経過した日から適用され、適用日以降に会員が本件カードを利用された場合は、変更事項または新特約を承認したものとみなします。	削除
JQ SUGOCA特約	
第12条 本特約の改定および適用	第12条 本特約の改定および適用
本特約が改定され、その改定内容が会員に通知された後に、会員が本カードを利用した場合には、会員はその改定を承認したものとみなします。なお、本特約に定めのない事項については、会員規約、SUGOCAに関する特約、その他ABKまたは当社の定める規約・特約が適用されるものとします。	本特約の改定は、会員規約第17条の定めに従うものとします。
JMB JQ SUGOCA特約	
第13条 本特約の改定および適用	第13条 本特約の改定および適用
本特約が改定され、その改定内容が会員に通知された後に、会員が本カードを利用	本特約の改定は、会員規約第17条の定めに従うものとします。

<p>した場合には、会員はその改定を承認したものとみなします。なお、本特約に定めのない事項については、会員規約、JALマイレージバンク一般規約、SUGOCAに関する特約、その他ABK、JALまたは当社の定める規約・特約が適用されるものとします。</p>	
<p><b>三重銀イオンカード特約</b></p>	
<p>第9条(特約の変更)</p>	<p>第9条(特約の変更)</p>
<p>本特約が改定され、その改定内容が会員に通知された後に、会員が本カードを利用したときは、会員はその改定内容を承認したものとします。</p>	<p>本特約の改定は、カード会員規約第17条の定めに従うものとします。</p>
<p><b>荘銀イオンカード特約</b></p>	
<p>第8条(特約の変更)</p>	<p>第8条(特約の変更)</p>
<p>本特約が改定され、その改定内容が会員に通知された後に、会員が本カードを利用したときは、会員はその改定内容を承認したものとします。</p>	<p>本特約の改定は、カード会員規約第17条の定めに従うものとします。</p>
<p><b>福銀イオンカード特約</b></p>	
<p>第8条(特約の変更)</p>	<p>第8条(特約の変更)</p>
<p>本特約が改定され、その改定内容が会員に通知された後に、会員が本カードを利用したときは、会員はその改定内容を承認したものとします。</p>	<p>本特約の改定は、カード会員規約第17条の定めに従うものとします。</p>
<p><b>JR東海エクスプレス予約サービス特約</b></p>	
<p>第8条(特約の変更、承認)</p>	<p>第8条(特約の変更、承認)</p>
<p>本特約が変更され、当社からホームページあるいは郵送等により変更内容を表示または通知した後に、本サービス会員が本サービスを利用したときは、当該本サービス会員が当該変更内容を承認したものとみなします。</p>	<p>当社は、民法の定めに従い本サービス会員と個別に合意することなく、本特約を改定し(その付則および特約等を新たに定めることを含みます。)、又はその付則および特約等を変更することができます。なお、改定が専ら本サービス会員の利益となるものである場合、又は本サービス会員への影響が軽微であると認められる場合、その他本サービス会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、本サービス会員に対して改定の都度、ホームページ等で公表するものとします。</p>